

○豊中市にぎわい事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市にぎわい事業助成金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成)

第2条 市長は、豊中市域において、まちのにぎわいづくりを行う団体又は個人に対し、予算の範囲内で当該事業に要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、前項に規定する助成を、公募により行うことができる。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 複数の者によって構成される団体
- (2) 行政が事務局に参加していない団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体ではないもの
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないもの
- (5) 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないもの

2 助成の対象となる個人は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある個人ではないこと
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある個人ではないこと

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市が実施する他の制度による助成を受けている又は受ける予定の事業を除く。

- (1) 助成対象団体又は個人が市域において自ら実施する事業等であり、広域へ情報発信することにより誘客の向上を図るものであること
- (2) 来街者を多数呼び込むことにより地域のにぎわいを創出し、地域の活性化を継続的に実施する事業等であること。また、市が定める分野に関連する事業等であること
- (3) 営利を目的としない事業等であること
- (4) 関係法令に適合すること
- (5) 助成金の交付決定を受けた日から、助成金の交付決定を行った日の属する年度（以下「助成対象年度」という。）内に実施する事業等であること
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的とする行為をしない事業等であること
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的とした行為をしない事業等であること

(8) 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業等であること

2 同一の事業等に対する助成金の交付は、3回を限度とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額の2分の1、助成対象経費から当該事業等にかかる収入の見込額を差し引いた額のいずれか、低い方とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定により算出した助成金が30万円を超える場合は、前2項の規定にかかわらず助成金の額は30万円とする。

4 助成金の額を決定するにあたり、第9条の意見を踏まえ、前3項の規定に基づき算出した額から減額する場合がある。

（助成対象経費）

第6条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第4条に規定する助成対象事業に直接要する経費のうち、市長が認めたもので、助成対象年度内に支出されたものとする。ただし、会場予約に必要な前払の使用料等、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りではない。

（公募）

第7条 公募は、公募開始前に発行される市の広報誌及びホームページへの掲載並びに公共施設等におけるちらしの配架その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 公募は、毎年度1回行うものとする。ただし、予算の範囲内で、市長が適当と認めるときは、複数回行うことができる。

（助成金の交付申込）

第8条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申込団体」という。）又は個人は、所定の申込期間内に、次に掲げる書類を添えて、豊中市にぎわい事業助成金交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める書類については、この限りではない。

(1) 豊中市にぎわい事業助成金事業計画書（様式第2号）

(2) 豊中市にぎわい事業助成金事業予算書（様式第3号）

(3) 構成団体一覧表（複数の団体で構成するものに限る。）

(4) 事業実施場所の地図

(5) 申込団体の中心となる団体の役員名簿

(6) 申込団体の中心となる団体の定款、会則その他これらに類するもの

(7) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の申込みは、1回の公募について1団体又は個人につき1事業とする。

3 申込団体又は個人が、過去に第14条第1項第4号に基づく決定の取消し等を受けている場合、市長は、申込みを棄却することができる。

（審査）

第9条 審査は、豊中市にぎわい事業助成金審査委員会設置要綱に基づき設置された豊中市にぎわい事業助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。ただし、緊急、その他やむを得ない事由が

あるときは、この限りではない。

- 2 審査委員会は、交付申込書及びその添付書類について、審査基準4項目（公益性・実現可能性・自立発展性・地域貢献性）に基づき審査するものとする。また、審査の採点結果が得点率50%未満の場合は不交付とする。
- 3 審査委員会は、必要に応じて、申込団体又は個人に対し聞き取り調査を行うことができる。

(決定等の通知)

- 第10条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を豊中市にぎわい事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申込団体又は個人に通知するものとする。
- 2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、豊中市にぎわい事業助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申込団体又は個人にその旨を通知するものとする。

(申込みの取下げ)

- 第11条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）又は個人は、当該通知に係る助成金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に豊中市にぎわい事業助成金取下げ申込書（様式第6号）を市長に提出することにより、申込みの取下げを行うことができる。また、その他の理由による場合は、あらかじめ市に相談した上で、豊中市にぎわい事業助成金取下げ申込書（様式第6号）を市長に提出することにより、申込みの取り下げを行うことができる。
- 2 市長は、前項の規定による取下げ申込書が提出されたときは、それを受理し、豊中市にぎわい事業助成金取下げ受理通知書（様式7号）により、当該申込団体又は個人にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により申込みの取下げを受理したときは、当該申込み及び申込みに係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(計画書等の変更)

- 第12条 交付決定団体又は個人は、第8条各号に定める申込書類（以下「計画書等」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市に相談しなければならない。
- 2 相談後、変更の手続きをする場合は、変更後の計画書等を添えて、豊中市にぎわい事業助成金事業変更申込書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微であると市長が認める場合はこの限りではない。
- 3 市長は、前項の変更申込書の提出を受けたときは、計画書等の変更を認めるか否かを決定するものとする。
- 4 市長は、計画書等の変更を認めると決定した場合において、当該決定に係る交付決定額を変更する必要が生じたときは、当該交付決定額の範囲内でその額を変更することができる。
- 5 市長は、計画書等の変更を認めたことを決定したときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を豊中市にぎわい事業助成金事業変更決定通知書（様式第9号）により交付決定団体又は個人に通知するものとする。
- 6 市長は、計画書等の変更を認めないと決定したときは、その旨を書面により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

(決定の変更)

- 第13条 市長は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき決定の変更を行ったときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）前条第5項に定める様式第9号により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定団体又は個人が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す（以下「決定の取消し」という。）ことができる。

- (1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき
- (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (4) 当該交付決定事業において偽りその他不正な行為があったと認められたとき
- (5) 第15条各号の書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でないと判断したとき
- (6) その他特別の必要が生じたとき

2 市長は、前項の規定に基づき決定の取消しを行ったときは、その旨（第19条の規定により助成金の返還を命ずるときは、返還額及び納期を含む。）を豊中市にぎわい事業助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

3 前2項の規定は、交付決定事業等について交付すべき助成金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（実績報告）

第15条 交付決定団体又は個人は、当該交付決定事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日以内（完了した日の翌日から起算して30日を経過する日が助成対象年度の3月31日を越える場合は、3月31日まで）に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りではない。

- (1) 豊中市にぎわい事業助成金 事業実績報告書（様式第11号）
- (2) 豊中市にぎわい事業助成金 事業決算書（様式第12号）
- (3) 豊中市にぎわい事業助成金 事業出納簿（様式第13号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び通知）

第16条 市長は、前条の実績報告書等に基づき助成金の額を確定し、豊中市にぎわい事業助成金交付額確定通知書（様式第14号）により、その旨を交付決定団体又は個人に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第17条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体又は個人は、すみやかに豊中市にぎわい事業助成金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付時期）

第18条 助成金の交付は、第10条第1項の規定により助成金の交付を決定した事業（以下「交付決定事業」という。）の完了後に行うものとする。

（助成金の返還）

第19条 市長は、計画書等の変更を認めると決定したとき及び決定の変更並びに決定の取消しを行った場合において、当該計画書等の変更の決定及び決定の変更並びに決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定団体又は個人に命ずることが

できる。

(事業報告会)

第20条 市長は、交付決定団体又は個人に対する助成の結果を公開し、交付決定団体又は個人と市民が意見を交換する機会とするため、公開の事業報告会を開催する。

2 交付決定団体の代表者等又は個人は、前項の事業報告会に出席しなければならない。

(帳簿等の整備)

第21条 交付決定団体又は個人は、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、助成対象年度の翌年度以降10年度の間保存しなければならない。

(指示及び検査)

第22条 市長は、当該助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体又は個人に対し、隨時、当該助成金の使用について必要な指示を行うとともに検査をすることができる。

(その他の事項)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市活力部長が定める。

附則

この要綱は、平成24年4月25日から実施する。

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年5月22日から実施する。

この要綱は、令和2年8月17日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年2月24日から実施する。

この要綱は、令和5年2月20日から実施する。